

令和3年第6回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年10月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第12号 専決処分の報告について
- 5 議案第73号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	11番 旗手 恵子
12番 浜頭 勝	13番 堀田 成郎

○欠席議員（1名）

10番 小田 雅二

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之

住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 樹
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正 樹
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸 裕
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 ま ゆ み
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 協 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	西 成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美

兼 函 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第6回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。10番、小田雅二議員より欠席の届出があります。
なお、本臨時会には、町長から報告1件、議案1件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。
-
- 1、町長（村瀬） 令和3年第6回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の赤潮の被害状況についてであります。
本年9月中旬より、道東沿岸において広範囲な赤潮が発生し、本町においても9月下旬からエゾ

バフンウニの海岸への打ち上げ、秋サケの極端な水揚げ減や河川への遡上が見られないなどの影響が出ております。さらには、昆布、今後のシシャモ、ホッキ、毛ガニやツブなどへの影響が懸念されているところであります。

北海道太平洋沿岸での赤潮の発生は、これまでも局所的な発生が散見されていたものの、今回の大規模な赤潮被害は過去に例がなく、様々な魚種に重大な影響が生じる事態となっております。

今後も安心して漁業者が漁業活動を営み、水産業の維持、発展をしていくために、10月4日に十勝管内沿岸4町長と3漁協の組合長が北海道知事宛ての緊急要請書を十勝総合振興局長に提出し、早急な赤潮の原因究明と再発防止対策の検討、被害漁業者等への経済的救済や水産資源増大対策の維持強化を要請したところであります。

また、10月7日には、日高管内から根室市までの沿岸16市町の首長が北海道知事に緊急要望を行う予定であります。

広尾町といたしましては、今後も情報収集に努めるとともに、今回の大規模な赤潮被害は、個々の漁業者の経営努力や一市町村だけで解決できる問題ではないものと考え、関係市町村や関係団体と連携協力を図りながら、国や北海道などの関係機関へ要望、要請を強化していきたいと考えております。

次に、2点目のひろお毛がにまつりについてであります。

ひろお毛がにまつりについては、9月定例会において検討状況であると報告をしておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した結果、集客イベントとしての開催は困難であるとの判断となりました。本年12月の第2日曜日の12日に開催を予定しておりましたが、昨年同様、オンラインでの毛ガニ販売やプレゼント抽選などを実施することになりました。

町民皆様をはじめ、楽しみにしていただいている方々の安全と安心を確保するため検討した結果でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第12号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第12号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第12号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

2ページの専決処分書であります。

この契約変更につきましては、令和3年7月1日に議決を頂きました幹線林道大丸山線改良工事

において、理由欄に記載のとおり、のり面保護における施工範囲が増加したことに伴い、設計を一部変更したため、町長の専決処分事項の指定事項第4項の規定に基づき、専決処分を行ったものがあります。

1の工事名及び3の契約の相手方は、記載のとおりであります。契約に変更はないところであります。

2の契約額につきまして、工事内容の変更により、契約金額7,568万円を161万4,800円増額し、7,729万4,800円としたものでありまして、変更の増減率が2.1%、かつ500万円以下の契約変更であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第12号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 議案第73号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第73号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第73号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について、提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,773万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億5,748万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入であります。恐れ入ります、事項別明細書も同時にご覧をいただければと思います。

14款2項国庫補助金2,773万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

次に、補正の歳出であります。事項別明細書もお願いいたします。

3款2項児童福祉費は、養育支援訪問委託料の追加であります。

4款1項保健衛生費は、葬斎場火葬炉の修繕のほか、新型コロナウイルス対策臨時交付金を活用し、葬斎場へのパーティションの整備及び国保病院の外来にエアコンを整備するものであります。

6款1項商工費は、コロナ対策臨時交付金を活用した中小企業支援金給付事業等の追加であります。

9款2項小学校費及び3項中学校費は、修学旅行の日程変更に伴い発生した旅行キャンセル料を町が補償するものであります。

12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

別冊の議案資料の9ページ以降に本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した事業の一覧を記載しております。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

佐藤子育て世代包括支援センター長。

1、子育て世代包括支援センター長（佐藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料をお手元をお願いします。

資料ページ、1ページ、2ページをお開きください。

養育支援訪問事業について説明させていただきます。

1の目的としては、子育てについて困難を抱える家庭に対して訪問による支援を実施することで、養育に関する相談、指導その他の支援を行い、子どもを産み育てやすい体制の整備を図ることを目的として実施するものです。

2の事業内容ですが、利用対象者については、18歳未満の児童が属する家庭のうち、ほかの子育て支援サービスでは支援することが困難な家庭です。

事業内容としては、①番に安定した妊娠、出産、育児を迎えるための相談及び支援。

②番目として、育児不安の軽減や養育技術の提供などのための相談及び支援。

③番目として、養育環境の維持・改善並びに児童の発達保障などのための相談支援。

④番目として、家庭復帰が適切に行われるための相談及び支援。

⑤番目として、その他町長が特に必要であると認めたものに対して支援計画を立てて訪問をいたします。

訪問支援者としては、専門的相談支援者として、保健師、助産師、保育士等の有資格者で、育児家事援助の訪問支援者はヘルパーさんとなります。

これまでは健康管理センターの保健師が専門的相談支援として訪問しておりましたが、このたび育児家事援助の支援が必要となったため、事業を拡充して社会福祉協議会に育児家事援助を一部委託するものです。

利用者負担については、無料となります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、2つの経済対策事業について説明をいたします。
議案資料の3ページをお願いいたします。

1つ目は、広尾町中小企業緊急経営支援事業についてです。

目的としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で売上げが減少した中小企業に給付金を支給し、事業の持続と雇用の確保を図ることを目的としております。

給付の対象者として、①、町内に独立した事業所を持ち、町内で事業を営み、事業を1年以上継続していく意思がある者。

②、別表で定める業種の中小企業であること。該当する業種として、前回と同様に7ページ、8ページの別表に記載のとおり業種を対象といたします。

③、町税等及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者として。

④、令和3年7月から9月のいずれか1か月の税抜き売上げ額が前々年同月あるいは前年同月と比較した額、売上減少額が20%以上減少した者として。ただし、新規開業により前々年あるいは前年の対比が困難な場合は、開業月から令和3年6月までの売上げ平均額との対比といたします。

⑤、もしくは町長が特に認めた者を対象といたします。

給付率及び給付金の限度額についてです。

給付額は、売上減少額として、上限を30万円とします。

ただし、売上減少額が40%以上減少した飲食業の方については、上限を60万円とするものです。

給付金の申請等につきましては、申請の期日を本補正予算成立から11月10日までといたします。

申請は町の商工観光係にさせていただきますが、申請等の相談につきましては、商工会で行っていただきます。

対象の事業者は、町に申請後、審査、支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出し、口座振替にて支給いたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、今週中には商工会会員の対象事業者に今回の給付金関係の書類を随時送付いたします。その他、新聞折り込みや防災無線で町民に周知をいたします。申請の手続が順調に進めば、早い方で10月中には給付金が支給される予定になっております。

次に、5ページをお願いいたします。

広尾町イベント中止に伴う事業者緊急支援事業についてです。

目的としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で、イベント中止に伴い出店の機会を失った町内事業者に対し、給付金を支給することで事業の持続等を図ることを目的としております。

給付の対象者として、①、町内に独立した事業所を持ち、町内で事業を営み、事業を1年以上継続していく意思がある者。

②として、別表で定める業種の中小企業であること。該当する業種として、さきの給付金支給事業と同様に、7ページ、8ページの別表に記載のとおり業種を対象といたします。

③、町税等及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者といたします。

④番目、平成30年及び令和元年の「十勝港海上花火大会」もしくは「ひろお毛がにまつり」に2か年連続で出店をし、開催されなかった令和2年及び3年の出店を希望する意思のあった者。

⑤、もしくは町長が特に認めた者を対象といたします。

給付金の額についてです。

給付額はイベントごとに10万円とし、両イベントとも出店を希望していた事業所に対しましては20万円が支給されます。

給付金の申請等につきましては、申請の期日を本補正予算成立から11月10日までとします。対象の事業者は、町に申請後、審査、支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出し、口座振替にて支給をいたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、今週中に対象事業者へ関係書類を送付いたします。申請の手続が順調に進めば、早い方で10月中には給付金が支給される予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第73号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第6回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時19分